

リスク管理

内部統制機能の整備では、時価総額を高くするために粉飾に手を染めたIT会社の事件などをみるまでもなく、内部統制方針を示す立場にある経営者層の姿勢が大きな影響を与える。経営者は、社員にさまざまな手段や機会を通して、高潔で倫

私たちは、日常の活動で常に正しい決定をしているとはかぎらない。意思決定を間違えうという前提にたつて、ミスの発生を予防し、間違いを簡単に発見できる仕組みを備えることで、会社組織は維持できている。この間違いを起こす可能性があることをリスクと呼ぶと、内部統制は、ミスの発生を予防し、また、間違いを発見し、対応行動がとれるようにする機能である。

リスクマネジメント ABC

財務報告に関わる内部統制

財務報告に関わる内部統制の評価の視点

内部統制の目的	統制要素	評価の対象
●業務の有効性および効率性 ●財務報告の信頼性 ●事業活動に関わる法令などの遵守 ●資産の保全	●統制環境 ●リスクの評価と対応 ●統制活動 ●情報と伝達 ●モニタリング ●ITへの対応	- 全社的な内部統制 - 業務プロセスの統制

理的な行動を促すように呼びかけ、違反する行為に対して、断固たる対処をすることを求められる。これは、単に、間違いや不正を摘発する検査体制を強化することが目的ではなく、社員の日常業務処理や判断基準に影響を与える経営者の責任ある行動として、位置づけられる。

優先順位つけ方針提示

さて、財務報告にかかわる内部統制分野では、経営者が投資家や利害関係者に対して経営活動の成果を正しく財務報告として開示するために、会計データの作成に関連する日常の業務プロセスの中に、不正やミス、虚偽の発生を防ぐ仕組みを作りこむ。財務諸表監査の立場からも、財務報告の適正性を担保する仕組みとして重視される。

また、経営者によって経営の方法が異なるので、内部統制の整備も会社によって異なる。したがって、経営者が内部統制の整備の責任を果たすためには掘り所となるガイドラインが望まれることになるが、わが国では、05年12月に内部統制の監査基準が公表され、内部統制の整備のフレームが示された。

06年6月に成立した金融商品取引法では、経営者は内部統制報告書を作りまとめ、会計士の監査を受けなければならない。この結果、内部統制の整備を内部統制監査対応のための必要な文書を整備する活動と勘違いしているケースも少なくない。本来、内部統制の整備は、内部統制機能の不備を認識し、是正し、有効に機能するように、継続的な改善活動の仕組みを作ることである。内部統制の継続的な改善活動の担い手である社員の協力を得るため、内部統制の問題点を組織末端まで十分に理解・納得させなければならぬ。

整備の実施にあたっては、内部統制の対象領域は幅広いため、優先順位をつけるなど内部統制整備方針を示すことが必要である。特に、全社的な統制分野は経営の屋台骨にあたる。コーポレートガバナンス機能が有効か、各組織分掌の設計方針が明確に定まっているか、さらに、業務執行のため意思決定のプロセスの設計方針が適切か、などが問われる。

(日本総合研究所)